

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」第2編第2章第3節  
 開発事業の計画の同意等 条例第18条第2項第5号(雨水流出抑制施設) 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改定後	現行
<p>【解説】 略</p> <p>【基準】</p> <p>1 略</p> <p>2 雨水流出抑制施設を設置するため施設計画基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたっての配慮すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域へは設置しないこととする。</p> <p>イ 宅地造成等規制法第3条に規定する宅地造成工事規制区域のうち、がけ等のように法面崩壊の危険性が高い区域については設置しないこととする。</p> <p><u>ウ 雨水浸透効果が期待できない区域については設置しないこととする。</u></p> <p><u>エ 車道等の沈下の影響が大きい区域については設置しないこととする。</u></p> <p><u>オ アからエまでの区域以外で、法面の安定性が損なわれる区域については設置しないこととする。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には、設置対象区域に含めることができる。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 雨水調整池等には、洪水を処理するための余水吐きを設けることとする。余水吐きは、原則として、100年に1回起こるものと想定される洪水ピーク流量の<u>1.2倍</u>とすること。</p> <p>異常洪水量=1.2×Q<sub>p</sub>                  洪水ピーク流量Q<sub>p</sub> = 1 / 360 × f × r × A                  f : 流出係数 r : 降雨強度 A : 流域面積 (ha)                  (100年確率降雨強度) r = 4811 / (T<sup>0.83</sup> + 21.7)                  r : 流達時間内の降雨強度 (100年確率降雨強度式)                  T : 流達時間 = 流入時間 + 流下時間 = T<sub>1</sub> + T<sub>2</sub>                  T<sub>1</sub> : 流入時間 (7min)                  T<sub>2</sub> : 流下時間 T<sub>2</sub> = L / W                  W : 洪水伝播速度 (km/hr) W = 72 × (H / L)<sup>0.6</sup>                  H : 標高差 (km) L : 流路延長 (km)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</u></p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>4 雨水流出抑制施設の付属施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>雨水流出抑制施設には、次の付属施設を設置すること。</u></p> <p>ア <u>開発事業区域の面積が0.1ヘクタール以上の場合、雨水流出抑制施設の概要を明記した本市の定める看板を設置すること。</u></p> <p>イ <u>雨水調整池及び雨水貯留施設には、水位観測施設として水位を観測できる水位標を設置すること。</u></p>	<p>【解説】 略</p> <p>【基準】</p> <p>1 略</p> <p>2 雨水流出抑制施設を設置するため施設計画基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたっての配慮すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域へは設置しないこととする。</p> <p>イ 宅地造成等規制法第3条に規定する宅地造成工事規制区域のうち、がけ等のように法面崩壊の危険性が高い区域については設置しないこととする。</p> <p>ウ <u>上記以外に法面の安定性が損なわれる区域。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には、設置対象区域に含めることができる。</u></p> <p><u>エ 雨水浸透効果が期待できない区域</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 雨水調整池等には、洪水を処理するための余水吐きを設けることとする。余水吐きは、原則として、100年に1回起こるものと想定される洪水ピーク流量の<u>1.44倍</u>とすること。<u>ただし、コンクリートダムの場合は、1.2倍とすること。</u></p> <p>異常洪水量=1.2～1.44×Q<sub>p</sub>                  洪水ピーク流量Q<sub>p</sub> = 1 / 360 × f × r × A                  f : 流出係数 r : 降雨強度 A : 流域面積 (ha)                  (100年確率降雨強度) r = 4811 / (T<sup>0.83</sup> + 21.7)                  r : 流達時間内の降雨強度 (100年確率降雨強度式)                  T : 流達時間 = 流入時間 + 流下時間 = T<sub>1</sub> + T<sub>2</sub>                  T<sub>1</sub> : 流入時間 (7min)                  T<sub>2</sub> : 流下時間 T<sub>2</sub> = L / W                  W : 洪水伝播速度 (km/hr) W = 72 × (H / L)<sup>0.6</sup>                  H : 標高差 (km) L : 流路延長 (km)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>余水吐きには足掛金物を内・外側に設置する。</u></p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>4 雨水流出抑制施設の付属施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>雨水調整池および雨水貯留施設には、次の付属施設を設置すること。</u></p> <p>ア <u>雨水調整池および雨水貯留施設の概要を明記した本市の定める看板を設置すること。</u></p> <p>イ 水位観測施設として水位を観測できる水位標を設置すること。</p>

<p>ウ 公衆災害を防ぐための安全対策を講ずること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地下式の雨水調整池の場合は、次の付属施設を設置すること。</p> <p>ア 余水吐き室及び貯留部上部に管理人孔を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。また、昇降施設として原則、階段を設けることとし、手すりはステンレス製とすること。</p> <p>イ 明かりとりまたは照明設備を設置すること。</p> <p>ウ 原則として柱構造とする。やむを得ず隔壁を設ける場合は、人通口等（横 0.6m×縦 0.8m）を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。</p> <p>エ エアー抜き設備を設置すること。</p> <p>オ やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、<u>ステンレス鋼管等によるサヤ管方式を原則とする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>【その他】 略</p> <p>【施行期日】</p> <p><u>1 この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。</u></p> <p>別記－ 1 略</p> <p>別表－ 1～別表－ 3 略</p>	<p>ウ 公衆災害を防ぐための安全対策を講ずること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地下式の雨水調整池の場合は、次の付属施設を設置すること。</p> <p>ア 余水吐き室及び貯留部上部に管理人孔を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。また、昇降施設として原則、階段を設けることとし、手すりはステンレス製とすること。</p> <p>イ 明かりとりまたは照明設備を設置すること。</p> <p>ウ 原則として柱構造とする。やむを得ず隔壁を設ける場合は、人通口等（横 0.6m×縦 0.8m）を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。</p> <p>エ エアー抜き設備を設置すること。</p> <p>オ やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、<u>ステンレス鋼管または鋳鉄管によるサヤ管方式とする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>【その他】 略</p> <p>別記－ 1 略</p> <p>別表－ 1～別表－ 3 略</p>
--	---